

# 安全安心だより

千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会

市民環境部市民生活課防犯・交通安全係  
電話 24 - 0263 (直通)

## 【千歳市内の犯罪発生状況】

千歳市内における平成26年の犯罪認知件数は1,072件(前年対比76件(7.6%))と増加しており、自転車盗や車上ねらいの被害が増加しています。

また、振り込め詐欺被害も増加傾向にあります。「レターパック、宅配便で現金送れ」は、詐欺の手口です。絶対に現金を送らないようにしてください。

(単位:件)

	自転車盗	車上ねらい	タイヤ盗	侵入盗	部品ねらい	自動車盗	自販機ねらい	特殊詐欺	なりすまし詐欺	その他	合計
H26年	255	96	35	76	27	13	6	4	0	560	1,072
H25年	223	89	33	86	41	16	5	4	0	499	996
前年比	32	7	2	10	14	3	1	±0	±0	61	76

## 突然の訪問販売に注意！！

突然訪ねてきた人が、物を売ったり、契約をせまる訪問販売。不意打ち性があり、よくトラブルに発展します。

### ～トラブルの例～

- ・灯油タンクの清掃が毎年必要と嘘をつき、契約をせまる
- ・布団の点検に来たと家に上がりこみ、高額な布団を売りつける
- ・排水管が詰まりそうと嘘をつき、清掃工事をする
- ・火災保険で家の補修ができると話を持ちかける

### ～次のことに注意しましょう～

- ・業者は不安をあまり、近づいてきます
- ・必要がなければ、ハッキリ断りましょう
- ・契約を急がせるときは、要注意！即決は避けましょう

### ～しまったと思ったら～

- ・訪問販売は、契約から8日以内ならばクーリングオフ制度により、契約を解除できます。
- ・断っているのに再勧誘をすることは、道の条例や法律違反です。
- ・事業者の名前、電話番号をお知らせください。

千歳市消費生活相談室(月～金)9時～17時  
千歳市役所3階 市民生活課  
電話:24-0193

なりすまし詐欺撲滅のための  
「だまされたふり要員講習会」開催中！！

なりすまし詐欺とは・・・

- ・市の職員を名乗る場合
- ・税金が未納です。
- ・医療費を還付します。



警察官を名乗る場合

- ・警察だが、あなたのカードが使われている。
  - ・銀行協会員が行くのでカードを渡してほしい。
- などと、言葉巧みにATMに誘導し、現金を引き出させて持ち逃げします。

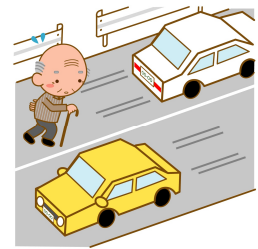
### 【対策】

千歳市では、なりすまし詐欺をなくすため、「だまされたふり作戦」に協力していただける「だまされたふり要員」を募集しています。ご協力いただける方は、町内会や老人クラブごとに講習会を開催しますので、お申し込みください。

申込先:市民生活課防犯・交通安全係  
直通電話:24-0263

・平成26年 千歳市内の交通事故（人身事故）の発生状況

	人 身 事 故		
	発生件数	死者数	傷者数
平成26年	193件	4人	236人
平成25年	231件	2人	284人
前年比	38件	2人	48人



・死亡事故は、昨年7月21日に本町5丁目でオートバイの単独事故と10月24日に北栄2丁目でダンプカーとワゴン車の衝突事故、11月26日に千代田町6丁目で歩行者と普通乗用車の衝突事故がありました。

・近くに横断歩道があるときは、横断歩道をわたりましょう。

・平成20年6月1日から、改正道路交通法により後部座席を含む全てのシートベルト着用が義務づけられています。  
車に乗るときは、運転席や助手席、後部座席において、全席シートベルトを着用しましょう。

・路上駐車はやめましょう！

- ・駐車車両の前後から幼児等の飛び出しによる交通事故の原因となります。
- ・道路を狭くして歩行者や車両の通行の妨げとなり大変危険です。
- ・消防車や救急車などの緊急車両の活動を妨げ、人命救助に重大な影響を与えます。
- ・除雪車の進行や除排雪作業の妨げとなり、住民に迷惑をかけ生活にも影響を与えます。

[自動車の保管場所の確保等に関する法律違反]

- ・道路上の部分を車庫がわりに保管場所として継続的に使用していると認められる場合 3月以下の懲役または20万円以下の罰金（車庫法第11条1項）
- ・道路上の同一の場所に引き続き12時間以上（夜間は8時間以上）駐車した場合 20万円以下の罰金（車庫法第11条2項）



・自転車の悪質運転者への講習を義務づけ！

平成27年6月13日までに施行

- ・信号無視などの政令で定める違反行為を2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に所定の講習を受講しなければなりません。  
受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられます。